

議第102号

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例について

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和6年12月2日提出

高山市長 田 中 明

提案理由

地域再生法等の改正に伴い改正しようとする。

高山市企業立地促進条例の一部を改正する条例

高山市企業立地促進条例（平成18年高山市条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 本社機能 法人又は個人の事業所等であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 事務所であつて次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) 情報サービス事業部門</u></p> <p><u>(カ) (略)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(14) (略)</p> <p>(15) 本社機能 法人又は個人の事業所等であつて、次に掲げる施設のいずれかに該当するものをいう。</p> <p>ア 事務所であつて次に掲げるいずれかの部門のために使用されるもの</p> <p>(ア)～(エ) (略)</p> <p><u>(オ) (略)</u></p> <p><u>(カ) 商業事業部門(専ら業務施設において情報通信技術の活用により対面以外の方法による業務を行うものに限る。)</u></p> <p><u>(キ) 情報サービス事業部門</u></p> <p><u>(ク) サービス事業部門((ア)から(オ)までに掲げる部門の業務の受託に関する業務を行うものに限る。)</u></p> <p>イ・ウ (略)</p> <p>エ <u>アからウまでのいずれかに該当する施設(以下「特定業務施設」という。)を整備する事業と併せて行う事業により整備される従業員のために使用される施設であつて、次のいずれかに該当するもの</u></p> <p><u>(ア) 寄宿舎</u></p> <p><u>(イ) 社宅</u></p> <p><u>(ウ) 寮</u></p> <p><u>(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる施設と</u></p>

併せて整備される売店、体育館その他の  
福利厚生施設

オ 特定業務施設を整備する事業と併せて  
行う事業により整備される従業員のため  
に使用される児童に係る保育所その他の  
児童福祉施設(専ら特定業務施設において  
常時雇用する従業員の子のために使用  
されることが目的とされているものに  
限る。)であって、次のいずれかに該当する  
もの

(ア) 児童福祉法(昭和22年法律第16  
4号)第6条の3第2項に規定する放  
課後児童健全育成事業を行う施設

(イ) 児童福祉法第6条の3第7項に規  
定する一時預かり事業を行う施設

(ウ) 児童福祉法第6条の3第9項に規  
定する家庭的保育事業を行う施設(同  
項第1号に規定する家庭的保育者の  
居宅を除く。)

(エ) 児童福祉法第6条の3第10項に  
規定する小規模保育事業を行う施設

(オ) 児童福祉法第6条の3第12項に  
規定する事業所内保育事業を行う施  
設(同項第1号ハに掲げる施設を除  
く。)

(カ) 児童福祉法第6条の3第13項に  
規定する病児保育事業を行う施設

(キ) 児童福祉法第39条第1項に規定  
する保育所

(ク) 児童福祉法第59条の2第1項に  
規定する施設(同項の規定による届出  
がされるものに限る。)のうち、同法  
第6条の3第9項に規定する業務を  
目的とするもの(同項第1号に規定す

る家庭的保育者の居宅を除く。）、同条第10項に規定する業務を目的とするもの若しくは同条第12項に規定する業務を目的とするもの（同項第1号ハに掲げる施設を除く。）又は同法第39条第1項に規定する業務を目的とするもの

(ケ) 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に規定する認定こども園（同条第7項に規定する幼保連携型認定こども園を除く。）

(コ) (ア)から(ケ)までに掲げる施設と併せて整備される授乳室その他の子育てに関する施設

(16)・(17) (略)

(16)・(17) (略)

改正前			改正後		
別表第2（第5条、第9条関係）			別表第2（第5条、第9条関係）		
助成金の種類	指定の要件		助成金の種類	指定の要件	
	投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数		投下固定資産総額又は年間の借上料等	常時雇用従業員の数
雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては2,500万円以上であること又は年間の借上料等が見込まれること	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1人以上、その他の企業にあっては5人以上であること。	雇用促進助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）又は年間の借上料等の見込額が240万円以上であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては3,500万円以上であること又は年間の借上料等が見込まれること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より1人以上増加していること。ただし、本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1人以上、その他の企業にあっては5人以上であること。
事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては2,500万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1人以上、その他の企業にあっては5人以上）増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあっては、1人以上増加していること。	事業所等設置助成金	投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては3,500万円以上であること。	増設又は移設の場合は、操業開始の日における常時雇用従業員の数が基準従業員数より3人以上（本社機能移転計画による場合は、中小企業にあっては1人以上、その他の企業にあっては5人以上）増加していること。ただし、高地トレーニングエリアにおける学術・開発研究機関のうち規則で定めるもの、宿泊業及びスポーツ施設提供業にあっては、1人以上増加していること。
事業所等新設助成金	新設に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては2,500万円以上であること。		事業所等新設助成金	新設に伴う投下固定資産総額が3,000万円以上（過疎地域にあっては、2,700万円を超える場合）であること。ただし、本社機能移転計画による場合は、投下固定資産総額が、中小企業にあっては1,000万円以上、その他の企業にあっては3,500万円以上であること。	
事業所等借上助成金の項（略）			事業所等借上助成金の項（略）		

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の高山市企業立地促進条例の規定は、令和6年4月19日以後に新たに本社機能移転計画が認定された事業所等について適用する。